

徳島県人事委員会規則の読点の表記に関する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

徳島県人事委員会規則一 二二二

徳島県人事委員会規則の読点の表記に関する規則

この規則の施行の際現に公布されている徳島県人事委員会規則において読点として表記する「・」は、「、」とみなす。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。